

**改正**

平成19年3月30日規則第7号

令和2年2月3日規則第1号

御宿町行政区設置規則

御宿町行政区設置規則（昭和60年規則第4号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この規則は、地域住民の自治組織との連携を密にし、町行政の民主的、かつ効率的な運営を図り、もって町政の発展に資するため、行政区に関し、必要な事項を定める。

（区の設置）

**第2条** 本町に行政区を置く。

2 行政区の名称及び区域は、別表1のとおりとする。

（区役員の設置）

**第3条** 行政区に区長1名、区長代理1名、土木委員2名、衛生委員1名及び行政連絡員1名（以下「区役員」という。）を置く。

2 行政区の区長のうちから区長会長1名を置く。

（区役員の協力事項）

**第4条** 区役員の協力事項は、次のとおりとする。

- （1）町の事業等の情報伝達及び住民参加の促進に関すること。
- （2）行政刊行物の配布、回覧に関すること。
- （3）住民の町に対する要望等の伝達に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（委嘱の方法）

**第5条** 区役員は、各行政区から選出された者を町長が委嘱する。

（任期）

**第6条** 区役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補充のため委嘱された者の任期は前任者の残任期間とする。

（報償）

**第7条** 町長は、区役員に別表2に定める報償を支給する。

(補助金)

**第8条** 町長は、第4条の協力事項を遂行するために必要な費用の一部を予算の範囲内において補助することができる。

(雑則)

**第9条** この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月30日規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年2月3日規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**別表1** (第2条第2項)

区番号	行政区名	行政区区域
1	須賀	須賀
2	浜	浜
3	高山田	高山田
4	久保	久保
5	新町	新町
6	六軒町	六軒町
7	岩和田	岩和田
8	実谷	実谷・七本
9	上布施	上布施
10	御宿台	御宿台

**別表2** (第7条)

区分	報償の額
区長会長	月額 27,300円
区長	月額 25,600円
区長代理	月額 8,500円

土木委員	月額 7,700円
衛生委員	月額 7,700円
行政連絡員	月額 44,200円